

あだち 広報

発行/足立区 編集/広報課 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎3880-5111(代) FAX 3880-5610(広報課) http://www.city.adachi.tokyo.jp/ あだち広報は毎月10日・25日、ズームアップ1月号は5日新聞折込

人が人らしくあるために

もう一度見つめてください人権を

人権週間 12月4日~10日

昭和23年12月10日、国連で採択された「世界人権宣言」の第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と述べています。私たちはこの条文が示す「人権」について、特別意識することもなく日々生活しています。それは当然に与えられているものとして、毎日不便無く過ごせているからではないでしょうか。しかし、今の時代でもなお、一部の人の「人権」が侵され、深い悲しみを生んでいます。12月4日から10日は「人権週間」です。この機会にもう一度「人権」について考え、自分自身の良心と向かい合ってみてはいかがでしょうか。

性差別を根絶しよう

平成14年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が全面施行されました。DV防止法は、それまでは家庭内の問題として放置されてきた夫婦間の暴力も「犯罪である」と明記しています。そのことにより、夫からの暴力に悩む女性の相談が増加しています。14年度における区役所への相談件数は、延べ77件でした。暴力を受けている女性が、「夫を引き離して欲しい」と裁判所に求めて発令された保護命令も増加しています。暴力は、決して身体的なものだけに限りません。相手を尊重せずに平気で心を傷つける精神的な暴力や、相手の意に反して性的関係を強要する性的な暴力などもあります。

共に生きる社会の実現を

障害福祉は国連の「障害者の権利宣言」を基に、障害のある人が障害のない人と同じように生活し、活動する社会をめざす「ノーバライゼーション」の理念のもと、「完全参加と平等」を目標に進められてきました。

人権教育の推進

区教育委員会では、教育目標を達成するための基本方針はじめに「人権尊重の教育の推進」を掲げています。各学校では、すべての教育活動において、あらゆる偏見や差別を無くし、個人を尊重する人権教育を徹底することで、幼児・児童・生徒が相互に理解し、尊重し合える心情と態度の育成を図っています。

国際化時代に求められる人権意識

区内には多数の外国籍住民が住んでいます(11月1日現在95カ国、2万700人)。その中には、生まれた時から外国籍として日本に住んでいる人や、区内に転入して住むようになった人まで様々です。しかし、外国籍住民は、祖国との習慣や文化、社会制度の違いから日本での生活に不自由を感じる場合があります。また、生まれ育った国や母語の違いにより、情報不足とコミュニケーション不足になりがちで、地域生活で不便な生活をしている場合がよくあります。

人権教育のための 国連10年の取り組み

今年、7年から16年までの「人権教育のための国連10年」の9年目に当たります。

人権問題でお困りの方はご相談を

区内には、人権を尊重する考えを広め、人権を侵された人を救済する人権擁護委員がいます。人権擁護委員は、区長が議会の同意を得て推薦し、法務大臣から委嘱されます。人権を侵害されたり、差別を受けている人は、人権擁護委員に相談してください(表1)。

また、次代を担う子どもの人権を積極的に擁護するため、人権擁護委員の中から、「子どもの人権専門委員」が指名されています。人権身上の相談 相談日時 毎月第2火曜日、午後1時~3時 場所 区民相談室(区役所北館4階) ※電話予約。相談無料。秘密厳守 問先 広聴相談係 ☎(3880) 5111(代)

表1 人権擁護委員名簿

Table with 4 columns: 氏名, 連絡先, 電話. Lists names and contact information for human rights protection committee members.

●は「子どもの人権専門委員」です



▲中山藤子氏

講師プロフィール

昭和38年3月東京大学文学部仏文学科卒業 昭和41年4月大蔵省入省 昭和52年7月東洋経済総合研究所支店長 平成11年7月ウズベキスタン共和国特命全權大使 兼タジキスタン共和国特命全權大使 平成14年9月内閣官房参与

小・中学生の いじめ110番 気がついたとき、すぐ相談を ☎3880-5577 教育委員会教育指導室

15年度「人権のつどい」 みんなで考えよう「人権の大切さ」 日時 12月15日(月)、午後1時30分~4時30分 場所 区役所庁舎ホール 内容 講演「拉致被害者・ご家族の方々とともに」(内閣官房参与・中山恭子氏) 人権ポスターコンクール入賞者表彰(小学校の部・中学校の部) 人権活動紹介/手話で歌おう 定員 350人(先着順) 費用 無料 申込 電話またはファクス

申・問先 人権・同和係 ☎(3880) 5111(代) ☎(3880) 5609 ※区役所1階区民ロビーには、人権ポスターコンクールの入選作品を展示します

# 差別のない明るい社会をめざして

## —— 同和問題の理解のために ——

### 21世紀は「人権の世紀」

人権とは、私たち一人ひとりが社会の中で、幸せな生活を営むために必要な人間としての当然の権利をいいます。

昭和23年の「世界人権宣言」や平成6年の国連による「人権教育のための国連10年」(7年からの10年間)など、国際社会が協力して人権教育を推進しています。

日本では、9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画」を取りまとめました。

その中で同和問題は、重要課題のひとつとして位置づけられています。

### 同和問題(部落問題)とは

同和問題(部落問題)の起源については、現在でも幾つかの説があります。

昭和40年の同和对策審議会答申では、「同和問題とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今もなお様々な形で人権を侵害している重大な社会問題」と定義づけています。

江戸時代、幕府(武士)は多数を占める民衆を抑えるため「士・農・工・商」という新しい身分制度を定め、さらにその下に「えた・ひにん」という身分を設けたのです。

この最下層の身分の人々は、町や村のはずれや立地条件の悪いところに強制的に住まわされ、

職業・結婚のほか服装や髪型までも制限されました。

明治維新を迎えて、新政府は明治4年に解放令を公布し、「士・農・工・商」「えた・ひにん」の身分制度を廃止しました。

しかし、この解放令は、単に「えた・ひにん」という蔑称(べつしよう)を廃止して、身分と職業が平民並みに扱われることを形式的に宣言したにとどまり、同和地区出身の人々が現実の差別や貧困から解放される政策を伴うものではありませんでした。

第二次世界大戦後、基本的人権の尊重を柱とする日本国憲法が定められ、同和問題解決に向けての特別法の制定や様々な具体策の実施により、成果も上がってきています。

その一方で、今もなお同和地区出身者に対する人権侵害が発生しています。

### 差別をなくすために

私たちの社会には、部落差別・性差別・障害者差別・外国人差別など、様々な差別があります。

これらの差別に共通するのは、本人の責任の有無にかかわらず、人間の尊厳や基本的人権が侵害されていることです。

区内でも、同和地区出身者を講師・中傷する「ハガキ」が、同和地区出身者の自宅やその周辺に郵送されるという事件が起きました。また、最近ではインターネットを利用して同和地区出身者の名誉を傷つけたり、差別を呼びかけるような陰湿な事件も起こっています。このよう

な行為は許されるものではありません。

それでは私たちは何をしたらよいのでしょうか。

第1に、同和問題について正しい認識と理解を持つこと

第2に、間違った考え方をしている人に対し、誤りを説明して理解させること

第3に、家庭・学校・地域など、身のまわりにある様々な差別に目を開き、それらを取り除いていくこと

差別を無くすためには、行政の啓発活動などの努力はもとより、企業の活動姿勢や、さらには、社会的に影響力のあるマスメディアなどの地道な取り組みが欠かせません。しかし、最も大切なことは、一人ひとりが差別問題を自分のこととして考える努力をすることです。

みんなが幸せに暮らせる明るい社会を築いていきましょう。

◎同和問題に関するお問い合わせは、人権・同和係へ  
☎(380)5111代

※歴史的背景の説明上、文中で「えた・ひにん」など差別用語を使用しましたが、このような表現を日常会話や、文書で使うと、差別や人権侵害になることがありますので、十分注意してください。

### 人権作文

#### —— 命の大切さ —— 西新井中学校2年 吉田 有希

私は小学校3年の弟がいます。弟は言葉が話せません。言葉が話せないという事を知って、初めはどうしたらいいのかわからず、これからどんな方法で話したり伝えたりしていけばいいのか、悩んだ事もありました。伝えたいこと、自分の思いや気持ちをもっと相手に伝えきれない事があることなどで、少し不便な時や困る時があります。

会話し、一般的にはよくあたり前の事かもしれませんが、私はそう思った事がありました。世界中には、生まれつきで話せたり、あるいは事故や病気などで目が見えない人や耳が聞こえない人、障害者を持つていたりする人などいろいろな人がいます。これらの人たちは、私たちが普段言葉を使って会話するように、目が見えない人は点字という文字を使ったり、耳が聞こえない人は手話という方法を使って会話をします。

「言葉」を失っても、なんらかの方法で会話ができるのです。そんな人々を、私は心の中で「素晴らしい」と思っています。自分が持っているハンデをね返して、一生懸命に生きていく姿や努力している姿に思わず感動してしまうことがあります。五体満足が目が見えて耳が聞こえる私でも、出来ないことはたくさんあります。しかし、ハンデを持っていてもいろいろな事に挑戦し、自分しかできない何かを見つければ、自分も多くなります。その陰でどれだけ苦勞を、辛く思いをしたかは計り知れません。恐らく、偏見や差別の目で見られたこともあるでしょう。「みんなが平等」なはずなのに、どうしてそういう目で見られたら

蔑したりする人がいるのでしょうか。人間が人間として生まれながらに持っている権利「人権」という権利があります。しかし、人権の事が十分理解されていないために、様々な問題が起こっているのも事実です。例えば、学校でいじめがあったり、不登校になる子がいたり、最近では体罰や親からの虐待を受けていたというニュースを耳にすることもあります。どうしてこんなことばかり起こるのか、私にはわかりません。昔はなかったことが、今では普通に、平和であるはずの世界の中に存在するようになってしまいました。

ある日、こんなことがありました。私と母、妹、弟で出かけたときに、白い杖を持って歩いていた人が4人いました。「目が不自由なのか」と思い、少し様子を見ていました。その人たちは横断歩道をわたって立ち止まり、何かを聞きたくするようにしているのがわかりました。周りの人に聞こうとしていたのですが、声をかけられてもそのまま通りすぎていくばかりでした。私はその時、どうして答えてあげないのか、気づいていないのになぜ歩いていってしまうのか、不思議でなりません。それを聞いていた母は、「どうしたのですか?」と気軽に声をかけました。すると、一人の人が、「このバス停にはどうすれば行きますか?」と尋ねました。母はその人とうまく話をしながら道を確認し、バス停まで案内しました。私はただ見ていただけで何もできませんでした。私は、はっとしました。さつき通りすぎた人たちが歩いて行ってしまった人たちが同じ事をしていたのです。今さら思っても遅いかもしれませんが、わたしは

その人たちに悪いことをしてしまつたなど反省しています。今度困っている人を見かけたから声をかけてその人の役に立て、人助けができる人になつていたいと思います。なぜなら、私の弟がこのようにな場にあつたときだれかに助けてもらえらうように、困つた人を見かけた時に私が助けが助けられるようになつて欲しいからです。言葉を使えない弟がいるからというだけでなく、自分自身が、だれかのために、何かをすることなら教え、迷わず助けられる人でありたいと思つているからです。人と人の間には会話やコミュニケーションがあり、同時に「人権」が存在します。「人権」の持つ意味をもう一度考え直し、「一人ひとりがお互いの人権を尊重し、相手を理解しよう」としてくれたら偏見や差別はなくなり、世界中の人たちみんなが、楽しく仲良く平和に暮らせる地球になると思います。これからさらに高齢化が進み、それにまつわる問題も起こってくると思います。高齢者の方への優しい気持ちを忘れず、快適に健やかに暮らせる未来を築いていきたいと私は思っています。

どんなに努力をしても結果が得られないこともあるかもしれませんが、人権問題はそうではありません。一人が少しの努力を心がければ、やがてそれが大きな力になります。一人の小さな力でも、たくさん集まれば必ず成功の道につながるはずなんです。その道にたどり着くまで、私は決してあきらめずに努力し続けていきます。弟のために、私自身のために、人々のために。(原文のまま)

講演と映画の集い

人権週間になんて、憲法が保障する基本的人権の普及を図り、人権問題の正しい理解と知識を深めるための普及啓発事業の一環として行います(表1)。

表1 講演と映画の集い日程等

日程	場所	映画	講演など	開先
12/9(火)	江戸川区水戸川ターミナル	人権問題啓発映画	講演など 城戸真幸子氏(洋画家・女優) 新堀勉氏(歌手)	都・総務局人権部 ☎5388-2588
12(金)	福生市民会館			

※いずれも時間は、午後1時30分(先着順) 費用=無料